

## 魚津市告示第68号

魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月19日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国の緊急事態宣言を受け、富山県知事からの休業又は営業時間の短縮要請（以下「要請」という。）に協力した事業者に対し、魚津市が独自に支給する魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「営業施設」とは、富山県が支給する富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「県協力金」という。）の支給対象となった施設をいう。

(協力金交付対象者)

第3条 協力金の交付対象者は、要請に協力した者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 魚津市内において、富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付要項別表1に掲げる食事提供施設を運営する者

(2) 魚津市内において、賃貸物件である営業施設を有する者

(協力金の額)

第4条 協力金の額は、1交付対象者当たり10万円とする。ただし、前条第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は、1交付対象者当たり20万円とする。

(協力金の交付申請)

第5条 協力金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年7月31日までに魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 営業施設において要請に協力したことが確認できる書類
  - (2) 誓約書（様式第2号）
  - (3) 営業施設が賃貸物件であることが確認できる書類の写し（営業施設が賃貸物件である場合に限る。）
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者のうち県協力金の支給を受けた者は、県協力金の振込が確認できる預金通帳の写しをもって、前項第1号及び第2号の書類に代えることができる。

（協力金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、協力金の交付の可否について決定し、魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（協力金の請求）

第7条 申請者は、前条に規定する協力金の交付決定を受けたときは、速やかに魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたと認める場合は、協力金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該交付決定された者に通知するものとする。

（協力金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に協力金を交付しているときは、期限を定めて、交付した協力金の全額を返還するよう命ずるものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

印

魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として富山県知事が令和 2 年 4 月 22 日に行った要請に基づく協力を実施したので、魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付されるよう魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

申請額

円

関係書類

- 1 営業施設において要請に協力したことが確認できる書類
  - 2 誓約書（様式第 2 号）
  - 3 営業施設が賃貸物件であることが確認できる書類の写し（営業施設が賃貸物件である場合に限る。）
  - 4 その他市長が必要と認める書類
- ※ 県協力金の支給を受けた者は、県協力金の振込が確認できる預金通帳の写しをもって、1 及び 2 の書類に代えることができる。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

印

### 誓 約 書

魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を申請するに当たり、次の内容について誓約します。

- ・ 富山県知事が令和2年4月22日に行った要請に基づき協力依頼対象期間の間は休業又は営業時間の短縮を実施しました。
- ・ 申請内容に虚偽があった場合は、魚津市の求めに従い協力金を即時返還します。

代表者職名・氏名

\_\_\_\_\_  
(代表者が自筆で署名してください。)

様式第3号（第6条関係）  
魚津市指令 第 号

事業所所在地  
事業所名  
代表者住所  
代表者氏名

魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市新型コロナウイルス感染症  
拡大防止協力金について、魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金  
交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。

協力金額 円  
交付条件

2 交付しません。

交付しない理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

印

魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード*				店舗コード*			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ( )	口座番号						

※請求者名義の口座を記入してください。